

(様式)構造改革特別区域基本方針原案（特例部分）に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1102
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	中心市街地の活性化のための大規模小売店舗の新設及び変更の際の手続きの簡素化
意見提出者名	鹿児島県
意見の要点	構造改革特別区域法第24条の規定に基づき住民等から意見を聴取することとなっているが、聴取後の都道府県・政令指定都市の対処について明確にされたい。
意見に対する 回答	聴取した意見の内容について勘案し、必要に応じ各都道府県の判断により、当該特区計画案の修正を行うなど適切に対応していただくこととなる。
担当省庁名	経済産業省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1103
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	電力の供給・需給者間における資本関係等以外による特定供給事業
意見提出者名	大阪府
意見の要点	「供給者と需要家において需要家保護を要しないことを契約などで担保することも可」とされたい。
意見に対する 回答	供給者と需要家との間の取引関係等から、料金規制や供給義務を通じた法的な需要家保護の必要性が低いと外形的に判断出来ることが必要と考えています。したがって、両当事者間で「需要家保護を要しません。」と約するのみでは特定供給の特例として認めることは難しいと考えており、両者の間に長期にわたる取引関係が存在する、あるいは、両者が組合を設立する、といった形態で供給者と需要家の間に密接な関係を認め、特区での特定供給を容易化しようと考えております。
担当省庁名	経済産業省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1103
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	電力の供給・需給者間における資本関係等以外による特定供給事業
意見提出者名	つくば市
意見の要点	「供給者と需要家との間に、取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれることにより、両者の間に密接な関係が認められること」は企業以外の主体(例えば市民)を含まれるのか。
意見に対する 回答	企業のみを想定しております。
担当省庁名	経済産業省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1103
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	電力の供給・需給者間における資本関係等以外による特定供給事業
意見提出者名	つくば市
意見の要点	「自営線」の定義を明確にして頂きたい。
意見に対する 回答	法令上「自営線」の定義はありませんが、一般的に自ら所有し、運用する電線路の意として用いられております。
担当省庁名	経済産業省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案（特例部分）に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1104 1106
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	家庭用燃料電池の自家用電気工作物から一般用電気工作物への位置付けの変更 運転停止時に燃料電池内の燃料ガスを排除するための不活性ガス（窒素ガスボンベ）の常設の不要化
意見提出者名	三重県
意見の要点	<p>【想定対象地域】における「新エネ導入促進の観点から、家庭用燃料電池等小型分散型電源の導入を図ることが特に必要である地域」については、同意の要件ではないとの認識で良いか。</p> <p>【同意の要件】にある「地方公共団体により、（中略）工事、維持運用に関する保安の監督をなすことを確保すること」については、同意の要件とした場合には、認定後、新たな設置者が現れた場合に、特区認定について、変更申請を行うことが必要となるため、同意の要件（＝特区の認定条件）でなく、特区認定後、設置者から個別の届出がなされた際の確認事項の一要素とすべきでないか。</p>
意見に対する 回答	<p>【想定対象地域】は、想定される対象地域の例として記載したもの。同意の要件ではない。</p> <p>【同意の要件】については、『地方公共団体が提出する構造改革特別区域計画により、「特例措置の内容」に記載されている1.の事項の内容が確認されること』に修正した。これにより、地方公共団体が、例えば地方公共団体に専門委員会を設置して個別の設備毎の保安について確認する体制をとられる場合はもちろん、条例や通達などにより「特例措置の内容」に記載されている1.の事項が個別の設備毎に確保することとしていれば、新たな設置者が現れた場合に、特区認定に係る変更申請は必要ないと考えている。</p>
担当省庁名	経済産業省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1104
構造改革特区において 実施可能な 特例措置	家庭用燃料電池の自家用電気工作物から一般用電気工作物への位置付けの変更
意見提出者名	つくば市
意見の要点	<p>【想定対象地域】における、「家庭用燃料電池等小型分散型電源の導入を図ることが特に必要である」とあるが、「特に必要である」との要件を明示できるか。また、誰が「特に必要である」と判断するのか。</p> <p>または、「実証試験」を目的として事業者の所有する燃料電池等小型分散型電源を任意の家庭に設置し、特区地域が特に燃料電池等小型分散型電源の実証試験を集積化させる計画である場合、「燃料電池等小型分散型電源の導入を図ることが特に必要である」との要件に該当するか。</p> <p>【特例措置の内容】及び【特例措置に伴い必要となる手続き】における「家庭用燃料電池発電設備」を「家庭用燃料電池等小型分散型電源」とすべき。</p> <p>また、【構造改革特区において実施可能な特例措置】における「家庭用燃料電池」とあるが、「家庭用」に限定されることなく特例措置の内容に示される「条件」を満たす「燃料電池等小型分散型電源」とすべき。</p> <p>【特例措置の内容】における条件において、家庭用燃料電池等小型分散型電源の設置者又は運用者に余剰電力がある場合に、その余剰電力を電力事業者に買電又は託送するための電気事業者の電線路に接続されることは許されるか。</p>
意見に対する 回答	<p>【想定対象地域】は、想定される対象地域の例として記載したものの。本特例措置は、当初地方公共団体等から提案のあった家庭用燃料電池の一般用電気工作物並の扱いについて実現するものであり、原案(家庭用燃料電池発電設備)が適切と考えている。</p> <p>【特例措置の内容】の2.(1)は、一般用電気工作物全般に定められている事項であり、既に小出力発電設備として設置されている太陽光発電設備と同様、構外の電線路と接続される家庭用燃料電池発電設備は対象に含まれる。</p>
担当省庁名	経済産業省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案（特例部分）に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1120
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	工場棟の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制等の見直し
意見提出者名	三重県
意見の要点	地域が実態に応じた特例措置を提案し、それが科学的データにより安全性が検証されていれば、地域の提案がそのまま特例措置の内容となると認識してよいのか。
意見に対する回答	安全性の検証は、関係行政機関の中に専門家等で構成する委員会を設置して行うこととしている。
担当省庁名	経済産業省